

指定居宅介護支援事業所
指定居宅介護支援センター藤寿苑

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

指定番号	3570102313
------	------------

【事業者】

法人名	医療法人 藤寿会
代表者氏名	理事長 伊藤 真一
法人所在地	〒751-0857 下関市稗田北町13番36号
電話番号	083-253-2040
設立年月日	平成7年4月3日

【事業所の概要】

事業所の種類	居宅介護支援事業所
事業所の名称	指定居宅介護支援センター藤寿苑
事業所の所在地	〒751-0857 下関市稗田北町13番36号
電話番号	083-250-8161
開設年月日	平成17年9月1日
管理者責任者	主任介護支援専門員 飯田真由美

【事業所の目的】

要介護状態である利用者に対してその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行います。

【事業所の運営方針】

- 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況・その置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者により総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。
- 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場になって、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に偏することがないように利用者自身の立場に立ち公正中立に行います。
- 居宅介護支援の提供にあたっては、市町村・下関市地域支援センター・他の居宅介護支援事業者・介護保険施設等の保健・医療・福祉サービス事業者との連携に務めます。

- ・ 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者またはそのご家族に対し、サービスの提供方法については理解しやすいように説明を行います。

【事業実施地域及び営業時間】

(1) 通常の事業の実施地域

下関本庁圏域	幡生、生野、宝町、三河町、山の田、武久町、大学町
下関山陰圏域	川中支所管内・安岡支所管内 勝山支所管内一部（秋根、一の宮）

※その他の地域は相談となります。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ・但し、祝日及び 8月14日～16日 12月30日～1月3日までを除きます
営業時間	8:30 ～ 17:30

【職員体制】

従業者勤務体制	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1名	0名	1名
主任介護支援専門員	1名	0名	1名
管理者	1名 (介護支援専門員 と兼務)	0名	1名

介護支援専門員は、常に介護支援専門員であることを証する証明書を所持し、ご利用者またはそのご家族（以下「ご契約者等」という）から求められた場合はいつでも証明書を提示します。

【ご利用者の資格】

介護保険法により要介護認定を受け、当事業所の居宅介護支援を望む方とします。

【契約期間】

この契約の有効期間は、契約締結時の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の1カ月前までにご契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

【当事業所が提供するサービスと利用料金】

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

○サービス内容

- ・ 居宅サービスに関する相談につきましてはご利用者の居宅や当事業所相談室で受け付けます。
- ・ 居宅サービス計画の作成ご利用者の居宅を訪問して、ご利用者の心身の状況かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要

な保健・医療・福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

○居宅サービス計画作成の流れ

- ・ 事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ・ 居宅サービス計画作成の開始にあたって、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立な立場で適切にご契約者等に対して提供致します。
- ・ 介護支援専門員は、ご契約者等の置かれた状況等を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・ 介護支援専門員は、居宅サービス事業者などの担当機関、必要であればボランティアなどの介護保険対象外の担当機関の担当者を、ご契約者の同意に基づき招集し、居宅サービス計画原案について各専門的な見地から意見を求めますサービス担当者会議を開催します。
- ・ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者等や居宅サービス事業所等に対して説明し、その同意を得た上でご契約者や居宅サービス事業所へ交付致します。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等から個別援助計画の提出を求めます。
- ・ 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた場合、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載し、当該計画を市に届け出ます。

○居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を少なくとも1月に1回自宅へ訪問しご利用者と面接しモニタリングを行い把握して結果を記録します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者等からの依頼がある場合は、要介護認定の申請をご契約者等に代わって行うとともに要介護認定等の更新申請及び状態の変化にともなう区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。

○居宅サービス計画の変更

- ・ ご契約者等が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者等双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ・ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者等が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

- ・ 居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月ご利用者の受給する介護給付に関する給付管理票を作成し、山口県国民健康保険団体連合会に提出します。提出内容への質問、疑義には営業時間内にいつでも応じます。
- ・ サービス提供の記録当事業所は、居宅介護支援サービスの提供に関するサービス記録を作成し、その記録は契約満了日後 2 年間保管します。ご契約者等は、当事業所の営業時間内にご利用者に関するサービス記録を閲覧でき、一部の写しを有料で受けることができます。(複写物の交付 1 部 10 円)尚、利用料金については、介護給付体系の変更又は社会状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更出来るものとします。その都度お支払いください。

○サービス利用料金

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者等の利用料の負担はありません。ただし、ご利用者の保険料の滞納等により事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受ける事が出来ない場合は、サービス料金の全額をいったんお支払いください。

【契約の終了】

- ・ ご契約者等は、当事業所に対し文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- ・ 当事業所は、やむを得ない事情がある場合、ご契約者等に対して 1 カ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ・ 当事業所は、ご契約者等が当事業所または介護支援専門員に、虚偽・不正の報告、法令の義務の不服行など、この契約を継続することが困難な背信行為を行った場合には、文書による通知で直ちにこの契約を解約することができます。
- ・ 次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します
 - ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ ご利用者が要介護認定で要支援または、非該当になったとき
 - ・ ご利用者が死亡した場合
- ・ 契約の終了によりすでに実施されたサービスに対する支払い等が残る場合は、ご契約者等は速やかに精算するものとします。

【サービスの利用に関する留意事項】

- ・ サービス提供を行う介護支援専門員
サービス提供開始前に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ・ 事業所からの介護支援専門員の交替
事業所の都合により介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対するサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

- ・ ご契約者等からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情が発生した場合及びご契約者等から希望があり、その理由が適当と認められるときは、介護支援専門員を交替できるものとします。但し、ご契約者等から特定の介護支援専門員の指名はできません。

- ・ 情報提供の同意

ご契約者等は介護支援専門員がサービス担当者会議等において、介護サービス提供に必要と認められる範囲の個人情報、契約の有効期間中用いることに同意するものとします。なお、ご利用者の個人情報を用いる場合は、ご利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を文書により得ます。また、介護支援専門員が必要とする場合は、主治医・歯科医師・薬剤師等の意見を求めることにも同意するものとします。

- ・ 入院時における医療機関との連携について

ご契約者等は、居宅介護支援の提供の開始に当たり入院時に担当介護支援専門員の事業所名、氏名等入院先医療機関に提供するように依頼する事が義務づけられています。

【主治の医師等の意見等】

ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、ご利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合にあっては、主治の医師等の指示がある場合に限りです。意見を求めた医師等に、作成した居宅サービス計画を義務づけにより交付致します。

【公正中立なケアマネジメントの確保】

- ・ ご利用者の希望に基づいた契約であることを確保するため、ご利用者やそのご家族は、ケアプランに位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者の紹介を求める事が可能です。また、居宅介護サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能です。
- ・ 過去6カ月のケアプランのサービス割合、サービスごとの同一事業所が提供した割合を説明することの義務があります。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

【心身又は、生活状況に係る情報のうち必要な事の提供】

ご利用者の服薬状況や口腔機能その他のご利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものをご利用者の同意を得て、主治の医師、歯科医、薬剤師へ情報提供をさせていただきます。

※内容に関しては厚生労働省の情報提供の記載を参考にします

【守秘義務】

従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また、従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容としています。

【緊急時の対応方法】

サービス提供中に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等、嘱託医、救急隊、ご家族へ連絡を行う等必要な措置を講じます。

【事故発生時の対応】

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族に連絡するとともに必要な措置を講じます。また、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償いたします。なお、当事業所はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおり事故状況及び事故に際して採った処置について2年間保存します。

【サービス内容に関する苦情】

- ・ご利用者は提供した居宅介護支援に苦情がある場合または、事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には事業所または、行政機関に対していつでも苦情を申し立てる事ができます。
- ・事業所は、ご利用者が苦情申し立て等を行った事を理由に何ら不利益な取り扱いを行う事はありません。
- ・苦情を受け付けた場合は内容を記録し、2年間保存します。
- ・当事業所が設置する苦情・相談・窓口は以下の通りです。遠慮なく申し出下さい。

苦情・相談窓口	指定居宅介護支援センター藤寿苑 【管理者】 飯田 真由美 【苦情受付連絡先】 電話 083-250-8161 FAX 083-250-8162 【受付時間】 午前8時30分～午後5時30分 (土、日、祝日、8/14~8/16、12/30~1/3を除く)
---------	---

- ・当事業所以外に苦情や相談は、行政機関への申し立てをすることができます。

行政機関連絡先

苦情・相談 受付機関	下関市 (保険者)	下関市南部町 21 番 19 号 下関市商工会館 4 階 下関市福祉部介護保険課事業所係、 【苦情受付連絡先】 電話 083-231-1371 FAX 083-231-2743 【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
	山口県	山口市朝田 1980 番地 7 国保会館 山口県国民健康保険団体連合会 【苦情受付連絡先】 電話 083-995-1010 FAX 083-934-3665 【受付時間】 午前9時～午後5時 (土、日、祝日、年末年始を除く)

【虐待の防止について】

当事業者は、ご利用者等の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然防止・早期発見等のため、次の措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	伊藤 裕二
-------------	-------

- ・虐待防止のための従業員に対する研修を定期的実施します。
- ・虐待防止のための指針の整備をします。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。

また当事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

【業務継続計画（BCP）の策定について】

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定して必要な措置を講じます。

- ・当事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ・当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【感染症対策について】

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【身体的拘束等の適正化】

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

【その他】

介護支援専門員の質的な向上の為に次のとおり研修の機会を設けるものとします。

- ・採用時研修 採用後1カ月以内
- ・更新研修 介護保険法で定められている規定に沿う
- ・主任介護支援専門員更新研修受講要件研修
- ・下関市や介護支援専門員協会や連絡協議会が開催される研修
- ・地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の山口県が定める

基準を満たす研修

- ・その他主催の研修
- ・当事業所は、法令を遵守するものとします。

附則

本契約が定めない事項は、介護保険法冷その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づき、重要事項と居宅介護支援サービス利用割合等(別紙)の説明及び交付を行い、サービス提供開始と致します。

下関市稗田北町 13 番 36 号
指定居宅介護支援センター藤寿苑

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項と居宅介護支援サービス利用割合等説明書(別紙)の説明及び交付を受け、サービス提供開始に同意します。

【利用者】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

【署名代筆者】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 続柄 印